

お知らせ

ブロック塀除去と生け垣設置の 助成制度

総務課

地震時などのブロック塀の倒壊による事故を防止するとともに、町内の緑化を推進するため、道路に面したブロック塀を取り壊したり、新しく生け垣を造られる方に助成を行っています。

	ブロック塀などの除去	生け垣の設置
条 件	・ 個人の住宅や事業所の敷地内に設置されたブロック塀などで道路に面した部分 ・ 地盤高0.65m以下の高さまで除去	・ 個人の住宅や事業所の敷地内で道路に面した部分 ・ 高さ0.65m以上、幅0.20m以上、延長3.00m以上で、生け垣に適した樹木
補助額	標準事業費 1m当たり 7,800円 補助率 3/10 限度額 100,000円	標準事業費 1m当たり 3,600円 補助率 3/10 限度額 40,000円

【申請・問合先】総務課

お知らせ

フレッシュ健康診査

福祉健康課

昨年度受診された方や、新たに申込みをされた方には、案内はがきを6月下旬に郵送します。

この機会にぜひ受診してください。

対象者	今年度19歳から39歳になる方 (昭和51年4月2日から平成9年4月1日生まれの方)			
日時 場所	7月	2日(木)	午前9時～11時30分	下羽栗会館
		3日(金)		中央公民館
		9日(木)		福祉健康センター
		10日(金)		
内容	身体測定・血圧測定・尿検査 血液検査(血中脂質・肝機能・腎機能・貧血・血糖) 骨粗しょう症検診(女性のみ)			
自己負担金	500円(健診当日に会場で徴収します)			

※申込みされていない方で、受診を希望される方は福祉健康課にご連絡ください。

【問 合 先】福祉健康課

お知らせ

防災士の資格を取得する方に 助成します

総務課

地域の防災力を高めるため、防災士の資格を取得される方に、その費用の一部を助成します。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認定する資格で、自助・共助・協働を原則として防災の意識・知識・技能をもっていると認められた人を行います。社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、平常時は地域の防災訓練などに参加し、普及啓発を図るほか、災害時には住民の先頭に立ち、避難誘導などの活動を行います。

- 【対 象 者】(1) 笠松町に住民登録があり、町税などに未納がない方
(2) 防災士研修センターなど(防災士機構が認定した研修機関)が実施する講座を受講する方
(3) 資格取得後、町などが実施する防災事業に協力していただける方

※(1)～(3)を満たす方

【助 成 額】講座受講料・防災士資格取得試験受験料・防災士資格認証登録料の1/2(限度額3万円)

【申請方法】交付申請書に必要書類を添えて、総務課に提出してください。

※交付申請書は、町ホームページからダウンロードしていただくか、総務課にあります。

【申請・問合先】総務課

防災行政無線放送が 聞き取れなかった時には アンサーバックを

防災行政無線放送が聞き取れなかった時は、電話で過去4件分を確認することができます。ただし、電話通信料は自己負担になります。

☎388-4930 または ☎388-4931

— 消火器から消防防災施工点検管理 —

SANDA

株式会社三田防災

本 社 / 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL:058-388-0607代 FAX:058-387-5115
岐阜営業所 / 羽島営業所 / 名古屋営業所

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
TEL:058-387-9155
http://www.tsumiki.ed.jp